

外国における公務員の退職一時金と支給制限

1. 英国

- (1) 公務員年金制度 (Principal Civil Service Pension Scheme) に基づき、2002年9月までの採用者には年金と共に3年分の一時金が支払われる。2002年10月以降の採用者は、年金を減額することにより、一時金を受けることが可能。
- (2) 公務員担当大臣 (一般に首相のこと) は、以下の場合に、一時金を含む退職給付を止める権限を持つ。
- ① 公務員又は元公務員が機密漏洩罪で10年以上の刑を宣告された場合
 - ② 公務員又は元公務員が支給の根拠となる勤務において、国家に重大な危険を及ぼしたか、公務の信頼を深刻に損なうことに責任があると各大臣が認定する行為を行った場合
 - ③ 公務員又は元公務員が、職務に関連し、犯罪、怠慢又は詐欺的な、行為又は不作為によって国家に負債を追わせた場合における、その負債の限り
 - ④ 当該公務員若しくは元公務員を謀殺若しくは故殺し、又は当該公務員若しくは元公務員の違法な死亡にかかわった罪で有罪となった場合
- (3) 退職給付を止められた者は、公務員不服審査委員会 (Civil Service Appeal Board) に訴えることができる。公務員不服審査委員会は内閣府の独立委員会であり、公務員勤務条件一般についての不服を審査している。
- 公務員不服審査委員会は、民間部門の人事実務に長けている者から任命される議長、使用者側に指名される公務の人事管理部門に長年勤めてきた者から1人の副議長と9人の委員、組合に指名される組合活動家から1人の副議長と9人の委員で構成される。
- 個別の案件については、議長又は副議長と労使それぞれの側の委員一人ずつの3人が担当し、公務員担当大臣の決定を承認、修正又は破棄できる。公務員担当大臣は、公務員不服審査委員会の決定に従う。

2. 米国

- (1) 連邦政府の公務員に対しては、1983年以前の採用者には CSRS (Civil Service Retirement System) という確定給付型年金が、1984年以降の採用者には社会保障年金の上積み部分として FERS (Federal Employees Retirement System) という確定給付型年金及び TSP (Thrift Savings Plan) という確定拠出型積立貯蓄が用意されている。CSRS 及び FERS では、積立期間が年金給付に満たない場合には、退職一時金が支払われる。

(2) CSRS 及び FERS の年金給付は、以下の場合には支払われないことがある。

- ① 支給の根拠となる勤務において、安全保障に関する罪（各号列挙）で有罪となった場合
- ② 安全保障に関することについて、裁判所又は議会で偽証したことについて有罪となった場合
- ③ 上記①又は②で掲げる罪について起訴されていることを承知で1年以上米国外にとどまった場合（起訴猶予となった場合、帰国して公訴が棄却された場合又は裁判で無罪となった場合には支払われる）
- ④ 自己の外国政府との関係について、又は安全保障に関することについて裁判所又は議会での証言を拒んだ場合
- ⑤ 公務員としての就職に関し、共産党又は連邦政府を暴力的に転覆しようとし、若しくは米国に暴力的に共産主義独裁政権を建設しようとする団体に所属し、又は友好的であったことを隠した場合

(3) 上記の理由によって年金制度上の給付が支払われなかった場合、本人が負担した金額は還付される。また、恩赦がなされた場合には年金受給権も復活する。

3. 韓国

通常の退職手当と、名誉退職手当の制度がある。

(通常の退職手当)

(1) 公務員が1年以上在職して退職又は死亡した時に、公務員年金法に基づき、公務員年金管理公団から、報酬月額と在職年数毎に定められた率を乗じた額が支給される。退職手当支給に必要な費用は、国又は地方公共団体が負担する。

(2) 在職中に、内乱、外患、反乱若しくは利敵又は国家保安法上の罪を犯して禁錮以上の刑を受けた場合には、退職手当は支給されない。在職中の事由で禁錮以上の刑を受けたとき又は弾劾若しくは懲戒によって罷免になったときは、2分の1を減額される。また、金品若しくは饗応を接受し、又は公金の横領若しくは流用で懲戒解任になったときは、4分の1を減額される。

在職中の事由で禁錮以上の刑に処する犯罪行為について捜査が進行中であるか、刑事裁判が継続中である時には、退職手当の2分の1に相当する金額のみが支給され、不起訴処分を受けた時、禁錮以上の刑の宣告を受けない時又は禁錮以上の刑の宣告猶予判決を受けてその猶予期間が経過された時に残額が支給される。

(3) 退職後に在職中の罪で禁錮以上の刑を受けた場合には、「給与を受けた後給与

の事由が遡及して消滅した場合」に該当するとして、還収金として退職手当を返納しなければならない。期限内に納付しない時には、国税滞納処分の例によって、公務員年金管理公団が徴収する。

- (4) 退職手当を含めた給与に関して異議がある者は、公務員、医療界及び法曹界及び社会保障に関する学識経験が豊かな者7人から9人で構成する公務員年金給与再審委員会に審査請求することができる。

(名誉退職手当)

- (5) 公務員として20年以上勤続した者又は廃職若しくは過員となった者が、定年の前に辞職する場合には、国家公務員法に基づき、予算の範囲内で、俸給月額と定年までの残余期間に応じた名誉退職手当が支給される。
- (6) 懲戒議決要求中の者、懲戒処分によって昇進任用制限期間中にある者、刑事事件で起訴中の者、又は監査院等監査機関若しくは検察、警察等捜査機関において非違調査若しくは捜査をされている者は、名誉退職手当の支給対象とならない。
- (7) 名誉退職手当を支給された者が在職中の事由によって禁錮以上の刑を受けた場合には、名誉退職手当の全額を返納しなければならない。支給機関の長は名誉退職手当還収告知書を送付し、還収告知書を受けた者が30日以内に返納しなければ国税滞納処分の例により、管轄税務署長に徴収を依頼する。